

～65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税（町・県民税）を納付されている皆さんへ～

## 平成21年10月支給分の公的年金から 個人住民税（町・県民税）の年金特徴が始まります

平成21年10月から、公的年金にかかる所得に対する個人住民税（町・県民税）が公的年金から特別徴収（天引き）されます。

**公的年金とは** 老齢基礎年金などの老齢または退職を支給事由とする年金で、国民年金、厚生年金、共済年金などをいいます。

### 公的年金特別徴収対象者

次の要件のすべてに該当する方です

- ①平成21年4月1日現在で年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税（町・県民税）の納税義務のある方
- ②年額18万以上の公的年金を受給している方（介護保険料の特別徴収と同様）
- ③介護保険料が年金から天引きされている方

### 対象となる個人住民税（町・県民税）の額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金の年金所得にかかる個人住民税額（町・県民税額）のみが特別徴収（天引き）の対象となります。したがって、年金所得のほかに給与所得、不動産所得などの所得がある場合、これらの所得に係る個人住民税は、従来どおり給料から特別徴収（天引き）または普通徴収（納付書または口座振替）による納付となります。

### 実施時期

平成21年10月支給分の年金から特別徴収（天引き）が始まります。



### 納付方法と期割額の例

もし、公的年金に係る個人住民税額が12,000円だった場合

#### ■年金特徴1年目

徴収方法	普通徴収（自分で納付）		特別徴収（公的年金から天引き）		
	年金支給月	6月	8月	10月	12月
税額	年額の4分の1	年額の4分の1	年額の6分の1	年額の6分の1	年額の6分の1
	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

- ・6月、8月に年税額4分の1ずつを普通徴収（納付書または口座振替で納付）します。
- ・10月、12月、2月に支給される公的年金から年税額の6分の1ずつを特別徴収します。

#### ■年金特徴2年目

徴収方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	前年度2月分と同額	同左	同左	年税額から仮徴収分を差し引いた額の3分の1	同左	同左
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

- ・4月、6月、8月は前年度2月に特別徴収された金額と同額をそれぞれ特別徴収します（仮徴収）
- ・10月、12月、2月は年税額から仮徴収分を引いた額の3分の1の金額をそれぞれ特別徴収します（本徴収）

### その他

個人住民税（町・県民税）の公的年金からの特別徴収制度では、受給者が支払うべき個人住民税（町・県民税）の公的年金に該当する税額を社会保険庁などの「年金保険者」が市町村へ直接納め、受給者には、公的年金から個人住民税（町・県民税）を差し引いた差額が支払われることとなります。

この制度は、個人住民税（町・県民税）のお支払方法を変更するものであり、これにより新たな税額の負担は生じません。また、現在のところ本人希望による普通徴収への見直しはできません。

### 問い合わせ先

鬼北町役場 税務課 課税管理係 ☎45-1111（内線221、222、223）